

国民健康保険税率を引き上げることにになりました

○国民健康保険制度について

国民健康保険制度は、病気やケガをしたときなどに安心して医療が受けられるよう、被保険者が国民健康保険税を負担し合い助け合う制度です。国民健康保険制度は、地域で生活するために欠かせない基盤であるとともに、被保険者が安心して医療機関等を受診できるように事業の安定的な運営が求められています。

○国保財政の状況と税率改定

被保険者が医療機関等を受診したときの医療費は、国民健康保険からの療養給付費（7割～8割）と被保険者の自己負担額（3割～2割）でまかなわれています。また、国民健康保険は療養給付費のほかに、高額療養費や出産育児一時金、葬祭費などの費用も負担しています。

本村では、被保険者の高齢化や高度な医療を受ける方の増加などで、一人当たり医療費が年々増える傾向にあります。このことに伴って榛東村国民健康保険が負担する療養給付費などが急増しています。

一方、療養給付費などの財源となる国民健康保険税は、景気の低迷等による被保険者一人当たりの所得額の減少などにより、その税収は減少傾向にあります。現状のままでは、税収などの収入を療養給付費などの支出が上回ることが見込まれ、国民健康保険の安定的な運営が維持できなくなる状況です。

このような状況の中、税率については平成21年度の改正後、医療費の抑制に努めるなどして、その引き上げを見送ってきました。しかしながら、平成24年度以降は収入の大幅な不足が見込まれるため、下の表のとおり税率の引き上げを行うこととなりました。国民健康保険の安定的な運営を図り、加入者皆様が安心して医療が受けられるよう、ご理解とご協力をお願いします。

■税率改定表

区 分	医 療 分		後期高齢者支援分		介護納付金分	
	旧	新	旧	新	旧	新
所得割額	7.1%	7.6%	1.8%	2.3%	1.1%	1.8%
資産割額	45.0%	30.0%	15.0%	10.0%	6.0%	6.0%
均等割額	22,500円	29,500円	7,200円	10,500円	9,300円	9,500円
平等割額	24,000円	36,000円	6,800円	11,000円	6,500円	9,000円

○国保税軽減措置を拡大します

国民健康保険税は、世帯の所得や人数、資産などの状況によって課税しますが、低所得者世帯の国保税負担の軽減をより一層図るため、均等割額と平等割額の軽減割合を増やしました。軽減措置の該当要件などは次の表のとおりです。新しい軽減措置は、前年度6割軽減の要件に該当する世帯は7割軽減に、4割軽減の要件に該当する世帯は5割軽減になり、新たに2割軽減を設けました。

■軽減措置の該当要件

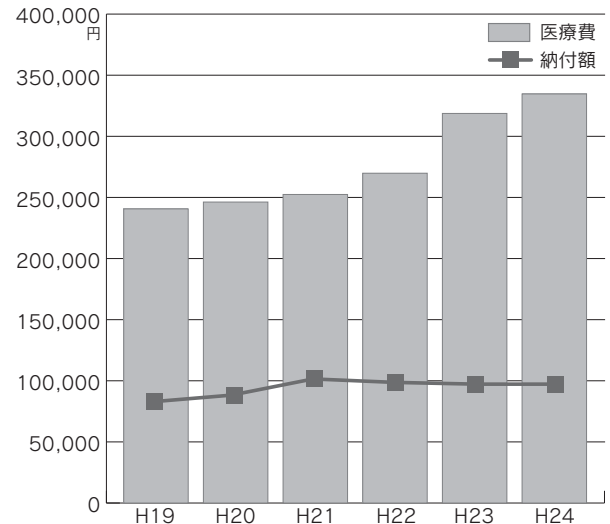
軽 減 割 合		世帯(納税義務者及び被保険者)の総所得金額等
旧	新	
6割軽減	7割軽減	「基礎控除額(33万円)以下」の世帯
4割軽減	5割軽減	「基礎控除額(33万円)+24.5万円×世帯の被保険者数(世帯主は除く)」以下の世帯
なし	2割軽減	「基礎控除額(33万円)+35万円×世帯の被保険者数」以下の世帯

※ 国民健康保険被保険者の中に未申告者がいる場合は、軽減措置の対象になりません

※ 軽減判定は、国民健康保険に加入していない世帯主(擬制世帯主)の所得を含めます

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線141)または税務課(☎54-2211 内線161)へ

■被保険者一人当たり医療費と国保税納付額の推移



H23及びH24の医療費の数値は推定値
H24の納付額の数値は改正前税率で試算
出典：主要施策の成果説明書
国民健康保険事業状況

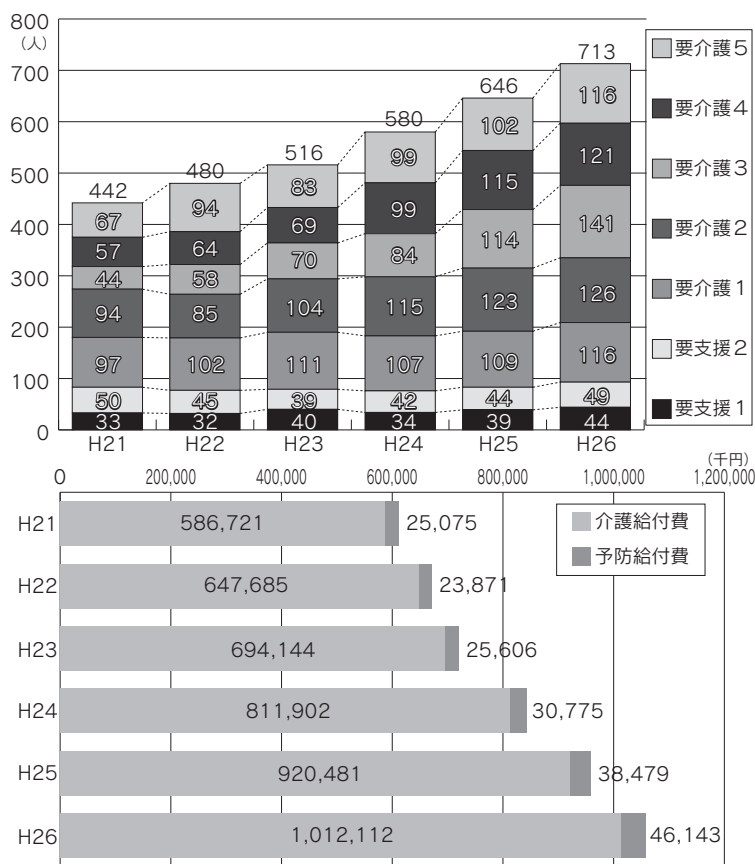
榛東村第5期介護保険事業計画と 老人福祉計画が策定されました

全国的に少子化・高齢化が進行する中、本村においても高齢者の人口は増加し高齢化率も伸び続けています。また、平成27(2015)年には人口規模の最も大きい“団塊の世代(昭和22年～24年生まれ)”が高齢期を迎え、我が国がかつて経験したことの無い超高齢化社会が到来します。このため本村においても、核家族化の進行による高齢者ひとり暮らし世帯及び高齢者のみの世帯の増加や高齢者が高齢者を介護するいわゆる老老介護世帯の増加、認知症高齢者や要介護・要支援認定者の増加等、超高齢化社会によるさまざまな問題が今後一層生じてくるため、高齢者がいつまでも安心して住み慣れた地域で自立した生活が営めるよう高齢者福祉施策や介護保険事業を充実させる必要があります。本計画は、高齢化が本格化する平成27年度以降における介護、予防、医療、生活支援サービス、住まいの5つを一体化して提供していく『地域包括ケア』の構築を見据えた新たな視点での取り組みを目指し、今後も高齢者が健康で生きがいをもって暮らし、社会の支援が必要になったときに適切なサービスが受けられる社会づくりの着実な実現に向け、計画的に策定したものです。

○要介護(要支援)認定者

認定者数の推計値は、平成24年度から平成26年度にかけて増加で推移し、平成26年度には713人になることが見込まれています。認定者全体数では、平成24年度から平成26年度にかけて合計で133人の増加となっています。

●認定率…1号被保険者数に対する認定者の割合
H23年度：18.2% ⇒ H26年度：21.9%



○給付費の推計

認定者数の増加に伴い介護給付費及び予防給付費の増加が見込まれ、本計画期間の最終年度である平成26年度は、平成23年に比べ、介護給付費で45.8%増、予防給付費で80.2%の増加見込みとなっています。

○第5期計画介護保険料

所得段階別区分		保険料年額	保険料率
第1段階	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税	32,640円	基準額×0.50
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下	32,640円	基準額×0.50
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以上	48,960円	基準額×0.75
第4段階	住民税世帯課税で、本人が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下	58,752円	基準額×0.90
	住民税世帯課税で、本人が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以上	65,280円	基準額
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円未満	81,600円	基準額×1.25
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上400万円未満	97,920円	基準額×1.50
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上	114,240円	基準額×1.75

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線140)へ

後期高齢者医療保険料率を引き上げます

○後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療制度では、原則として被保険者一人ひとりが保険料を納めます。保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて決まる「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。また、この保険料額を計算する基準(保険料率)は2年ごとに設定され、居住する市町村を問わず、群馬県内で原則、均一となります。

○平成24年度・平成25年度の保険料率

平成24年度と平成25年度の後期高齢者医療保険料率は、次のとおり決定されました。新しい保険料率は、医療の高度化等により加入者の一人当たり医療費が増えていることなどを背景に、前年度までの保険料率より引き上げをすることになりました。

■平成24年度・平成25年度の保険料率

均等割額		+	所得割額 ※		=	保険料(年額)	
旧	新		旧	新		旧	新
39,600円	42,700円		7.46%	8.48%	上限 50万円	上限 55万円	

※「所得割額」は、総所得金額等から33万円を引いた額に、表内の割合を乗じて計算します

○低所得者などの保険料軽減措置

同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が、下の表に該当する場合は、同一世帯の被保険者は全員、軽減後の均等割額になります。また、所得割額を負担する被保険者のうち、基礎控除後の総所得金額等(総所得金額等から33万円を引いた額)が58万円以下の方は、所得割額が一律5割軽減されます(年金のみの収入であれば、年金収入額が153万円から211万円までの方が、5割軽減に該当します)。

■均等割額の軽減措置の該当要件

軽減割合	世帯(被保険者及び世帯主)の総所得金額等	軽減後均等割額
9割軽減	「基礎控除額(33万円)以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下」の世帯	4,270円
8.5割軽減	「基礎控除額(33万円)以下」の世帯	6,405円
5割軽減	「基礎控除額(33万円)+24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主は除く)」以下の世帯	21,350円
2割軽減	「基礎控除額(33万円)+35万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	34,160円

※ 65歳以上の方で年金収入の場合は「年金収入-(120万円+15万円)」が軽減判定をするための所得になります。

○被扶養者であった方の保険料軽減措置

後期高齢者医療の資格を取得した日の前日に、職場の健康保険などの被扶養者であった方の保険料は、平成24年度は均等割額が9割軽減され、所得割額は賦課されません。ただし、榛東村国民健康保険や国民健康保険組合に加入していた方は、この軽減措置の該当になりません。

○保険料の納付をお忘れなく

後期高齢者医療保険料納入通知書は、毎年7月中旬に郵便でお送りしています。納入通知書が届きましたら、必ず内容をご確認いただき、納期限までに保険料を納付してください。特別な事情がなく保険料を滞納した場合は、通常より有効期限の短い後期高齢者医療被保険者証や、医療費がいったん全額自己負担となる「資格証明書」を交付する場合があります。

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線143)または群馬県後期高齢者医療広域連合(☎027-256-7116)へ

人間ドックの検診費を助成します

○対象年齢と助成金額を拡大しました

榛東村国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者が人間ドックを受診した場合に、その検診費の一部を次のとおり助成します。平成24年度からは被保険者の健康の保持促進をより一層図るため、下の表のとおり助成の対象年齢と助成金額を拡大しました。

なお、人間ドックを受診した日の属する年度に、村が実施する健康づくり健診、特定健診または後期高齢者健康診査を受けた方は、助成の対象者であっても人間ドック検診費の助成の申請はできませんのでご注意ください。

○助成対象者と助成金額

■国民健康保険被保険者

20歳から74歳の方で、国民健康保険税に滞納のない世帯に属する方

■後期高齢者医療制度被保険者

65歳以上の方で、後期高齢者医療保険料に滞納のない方

■助成金額

25,000円または人間ドックに要した費用のいずれか低い額

■助成対象年齢と助成金額の拡大

	平成23年度 まで	平成24年度 から
対象年齢	30歳以上	20歳以上
助成金額	20,000円	25,000円

○申請方法

人間ドックを受診した後、次のものを持って、お早めにおおよそ2ヵ月以内健康・保険課で申請をしてください。

■申請に必要なもの

- ・榛東村国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証
- ・人間ドック検診費の領収書と検診結果
- ・印かん
- ・世帯主名義の預金通帳など口座番号が分かるもの

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線141)へ

森林の立木を伐採するには届出が必要です

自分が所有する森林の立木を伐採(間伐を含む)するときには、事前に届出をすることが法律で義務付けられています。ただし、保育のための除伐、倒木・枯死木・竹林などを伐採する場合については届出の必要はありません。また、森林の大切な動きを失うことのないよう、立木を伐採した跡地の造林計画を届け出ることも義務付けられています。森林所有者の方には、この制度の趣旨をご理解いただき、必ず届け出るようにお願いします。

■対象森林…保安林などを除く民有林(地域森林計画の対象林)

※保安林は、群馬県への伐採の許可申請が必要です。

■手続方法

①申請者

立木の権限を持つ方です。

- ・森林所有者が自分で伐採する場合は、森林所有者
- ・森林所有者が請負により伐採する場合は、森林所有者
- ・伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採する場合など、伐採後の造林に係る権限を有しない場合は、伐採する者と伐採後の造林に係る権限を有する者との連名

②届出期間

伐採を始める90日前から30日前まで

※森林施業計画に基づく伐採や災害時などの緊急伐採の場合は、事後の届出となります。

③届出内容

森林の所在場所、面積、伐採期間、伐採の方法などです。開発を伴う届出については、伐採跡地の用途なども記載いただくこととなります。

■罰則…無届けの伐採や遵守命令に従わない場合などは、森林法の規定により罰金に処される場合があります。

※伐採や伐採後の造林が適切に行われなない場合は、山崩れなどの災害の原因となるため、罰則が設けられています。

▶お問い合わせは、産業振興課(☎54-2211 内線223)へ

榛東村内空間放射線量測定結果について

榛東村内各施設等において空間放射線量を測定しました

村で測定した村内各施設等の平成24年3月の放射線量の値は次のとおりです。

○基準値

0.23マイクロシーベルト/時(年間1ミリシーベルト)

※ 原子力災害対策本部が示した面的な除染を実施する場合の被ばく線量

○測定値について

村では、群馬県立県民健康科学大学 大学院診療放射線学研究科専任講師 杉野雅人博士の指導のもと、空間放射線量を測定しています。

測定機器：ハンディー型線量計(A2700型 Mr.Gamma)

榛東村内各施設等における空間放射線量測定結果一覧

No.	測定日	測定開始時刻	測定場所	住所	測定値(マイクロシーベルト/時)			天気	備考
					地表	50cm	1m		
1	3月8日	16:49	役場・保健相談センター	新井790-1	0.108	0.093	0.079	曇り	東側駐車場中央付近
2	3月8日	14:52	北部第2学童保育所(旧庁舎分室)	山子田1258-1	0.081	0.089	0.077	晴れ	敷地中央付近
3	3月8日	9:17	中央保育園(兼 うぐいす学童)	山子田2531-19	0.066	0.063	0.064	曇り	園庭中央付近
4	3月8日	15:41	北部保育園	長岡1109	0.097	0.088	0.085	曇り	園庭中央付近
5	3月8日	11:07	南部保育園	広馬場1763-1	0.091	0.090	0.099	曇り	園庭中央付近
6	3月8日	14:31	南部第2学童	広馬場1156-1	0.096	0.081	0.074	晴れ	敷地中央付近
7	3月8日	16:01	児童館	長岡1404-1	0.086	0.089	0.089	曇り	園庭中央付近
8	3月8日	11:35	榛東中学校 駐輪場	新井598	0.054	0.067	0.061	晴れ	駐輪場中央付近
9	3月8日	11:50	榛東中学校 東グラウンド	新井175-1	0.051	0.061	0.052	晴れ	グラウンド中央付近
10	3月8日	15:14	北小学校(兼 北部第1学童)	山子田1261	0.071	0.069	0.062	曇り	グラウンド中央付近
11	3月8日	10:03	南小学校	広馬場1142	0.044	0.044	0.043	曇り	グラウンド中央付近
12	3月8日	9:36	北幼稚園	山子田1322-1	0.099	0.086	0.082	曇り	園庭中央付近
13	3月8日	10:44	南幼稚園	広馬場1143-1	0.101	0.097	0.101	曇り	園庭中央付近
14	3月8日	10:25	南部コミセン(兼 南部第1学童)	広馬場1088	0.100	0.095	0.087	曇り	正面駐車場中央付近
15	3月8日	16:23	総合グラウンド	山子田2037	0.066	0.093	0.102	曇り	野球及びサッカーグラウンド境界付近

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線122)へ

上下水道課からのお知らせです

浄化槽エコ補助金の活用を

村では、浄化槽区域(下水道が整備されている区域、および整備が予定されている区域を除く区域)に合併浄化槽を設置する家庭を対象に補助金を支給していますが、浄化槽区域内で単独浄化槽(くみ取り槽を含む)を使用している家庭を対象として、生活雑排水の処理が可能な合併浄化槽へ入れ替えを行う場合、従来の設置費補助に加え、一律10万円の「エコ補助金」を平成24年度に限り支給します。

単独浄化槽では台所、洗濯、お風呂などの雑排水を処理することはできず、合併浄化槽で処理した水と比べると約8倍の汚れた水が排出されています。この機会に「エコ補助金」を活用し、環境保全へのご協力をお願いします。

▶お問い合わせは、上下水道課(☎54-2211 内線152)へ

選挙管理委員会からのお知らせです

次回の選挙より一部の投票所が変更となります

次回の選挙より一部の投票所が次のとおり変更となります。

第3投票所 第9区コミュニティセンター → 榛東村役場

ただし、施設利用状況等によってはさらに別の場所に変更となる場合がありますので、投票の際は必ず入場券などで場所を確認するようにお願いします。

▶お問い合わせは、総務課(☎54-2211 内線254)へ

住民生活課からのお知らせです

生ごみ処理容器の購入を補助します

平成24年4月2日から、村では村内の環境美化とごみの減量化を推進するため、生ごみ処理容器の購入に要した費用について、予算の範囲内において補助金の交付を行います。※電動生ごみ処理機は補助対象となりません。

■補助対象者(法人を除く)

- (1)購入日及び申請日に村内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (2)購入した生ごみ処理容器を設置し、適正に維持管理できること。
- (3)堆肥化された生ごみを自ら適正に処理できること。
- (4)補助金の交付を受けようとする者及びその者の属する世帯員全員が、補助金交付申請時に村税を完納していること。

■補助金の額

上限2,600円

※補助の対象は、1世帯につき1基の生ごみ処理容器です。

※購入費用が2,600円以下の場合、購入に要した費用となります。

■申請手続き

申請書は役場住民生活課にあります。なお、申請における添付書類として購入に係る「領収書」又は「レシート」の写しが必要となりますのでご注意ください。

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線122)へ



住民生活課からのお知らせです

資源ごみのストックハウスをご利用ください。

現在、渋川地区広域圏清掃センターの焼却灰等は安中市内の民間企業へ搬出されています。焼却灰の減量のために、コンポストの導入と併せて、旧役場敷地内の資源ごみのストックハウスをご利用ください。※事業系のものは対象外

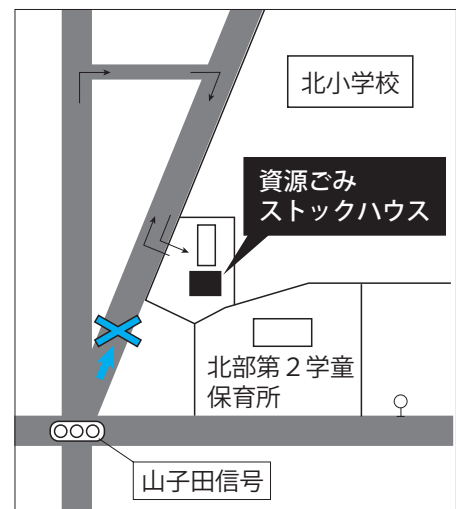
■受入時間

毎週毎週土・日曜日の午前9時から正午まで

■受入対象

- ペットボトル、ビン類、段ボール、新聞紙、雑誌、アルミ缶、スチール缶
- ・ペットボトル(ラベルはなるべくはずす)やビン類、アルミ缶等の容器類は中を洗浄し、キャップが付いているものははずしてください。
- ・段ボールはつぶして平らな状態にしてください。
- ・新聞紙や雑誌については、量が多い場合は、ヒモで縛ってください。

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線122)へ



総務課からのお知らせです

防災行政無線のデジタル放送を開始しました

平成22年度・23年度防衛省民生安定事業の榛東村防災行政無線デジタル化工事が完了し、3月16日から運用が開始になりました。アナログ情報を電気信号に変換したデジタル放送は、雑音成分が混入せず、きれいな放送になります。

■主な無線設備

※屋外放送塔が、今までの村内11局から26局増設計37子局となり、デジタル化無線放送を行います。

※各区コミュニティセンター等の避難所に相互通信用無線局(半固定局)が設置されます。

■屋内放送・屋外放送について

※既存の戸別受信機は、従来どおり使用できます。また屋外放送は、原則、災害等緊急時の一斉放送のみ放送します。

■放送内容を確認したいとき

※新しい機能として、1度流れた放送(過去20回分まで)については☎0279-54-3499で内容を確認できるようになります。最新の放送内容が自動で再生されますので、以後は、音声案内に従いプッシュフォンにて操作願います。ただし、電話料金は有料となります。

▶お問い合わせは、総務課(☎54-2211 内線254)へ

高渋バイパスの一部が供用開始します

高崎渋川線バイパス(2期工区)の一部が開通します

平成13年度より群馬県が事業を進めていた主要地方道高崎渋川線バイパス(2期工区)の高崎市金古町地内の「上宿交差点」から、主要地方道前橋伊香保線交差点部までの延長5,040mが開通します。

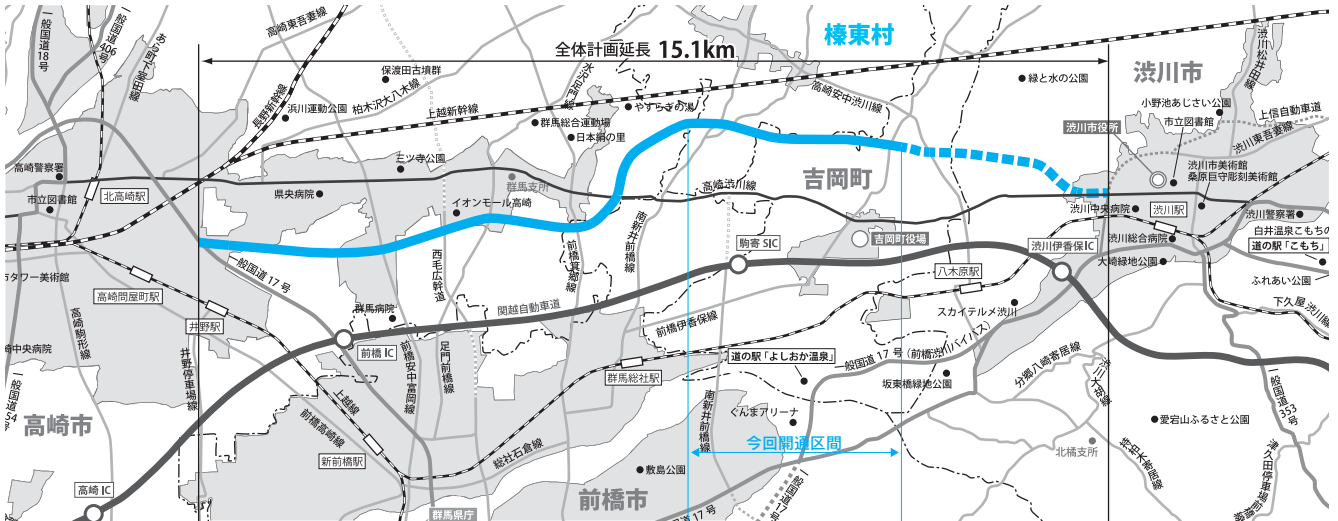
残る(主)高崎安中渋川線との交差点部までの延長360mは、平成25年3月下旬の開通を予定しています。

■日時

平成24年6月9日(土) 午後3時

■開通区間

高崎市金古町～吉岡町上野田 L=5,040m
(高崎市「上宿交差点」～(主)前橋伊香保線交差点部)



なお、今後、開通までの間、舗装工事等で交通規制を行います。周辺住民の方々には、大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力よろしくお願いします。

▶お問い合わせは、渋川土木事務所(☎0279-22-4055)または建設課(☎54-2211 内線223)へ

産業振興課からのお知らせです

ふるさと公園春まつりを開催します

ふるさと公園において春まつりを開催しますので、ご家族連れでお出かけください。

■日時…5月3日(木)～5日(土) 午前9時～午後4時

■場所…ふるさと公園他

■ふるさと公園…ミニ鉄道・バッテリーカーの運行、ミニSLの運行(4日・5日)、ヨーヨーつり、焼きそば・フランクフルトなど軽食の販売、フリーマーケットの開催(予定)、風船・コマなどのパフォーマンス(4日)、もちつき大会(5日)、小学生以下にお菓子を無料配布(先着順)

■JA農畜産物直売所…農畜産物の販売、焼きまんじゅうの販売、みその詰め放題、お菓子の安売り

■耳飾り館…まがたま・アクセサリーづくり、手づくりマーケット(6日)

■しんとうワイナリー…しんとうワインの試飲、ワイン2本以上お買い上げの方に粗品を進呈

※ふるさと公園内でフリーマーケットを開催する予定です。出店希望の方(村内の方限定)は産業振興課へお申し込みください。

▶お問い合わせは、産業振興課(☎54-2211 内線223)へ

子育て・長寿支援課からのお知らせです

東日本大震災義援金について

東日本大震災義援金の受付が平成24年9月30日(日)まで延長されました。皆さまからお預かりした義援金は、日本赤十字社群馬県支部を通じて被災地に届けられます。役場子育て・長寿支援課及び社会福祉協議会にて受付けていますので、村民皆さまの心温まるご協力をお願いします。

▶お問い合わせは、子育て・長寿支援課(☎54-2211 内線131)へ